

阿曾沼氏に関する基礎的考察

― 鎌倉・南北朝期を中心に ―

奥州市教育委員会 高橋 和孝

はじめに

阿曾沼氏は、下野国安蘇郡阿曾沼郷を称名の地とする藤姓足利氏の一族である。彼らは鎌倉期に安芸国や陸奥国などにも所領を獲得したため、各地に活動の痕跡を残している。

その所領については、和久井紀明氏と『信濃史料』(六卷)^②の見解を受け、峰岸純夫氏が『小山文書』中の「藤原秀親讓状」を阿曾沼氏のものであると論証したことにより、その多くが知られるようになった。これに含まれていない安芸国などの所領については、河合正治氏^④と外園豊基氏^⑤により紹介されている。これらの諸研究により、既出史料から判明する所領のほぼ全てが明らかとなった。

一方で阿曾沼氏の系譜については、安芸阿曾沼氏の末裔によって「近世中」ころにまとめられた南北朝期の系譜が信用でき^⑥ないと考えられている他、下野阿曾沼氏の系譜も不明なままである。遠野阿曾沼氏の系譜も、『遠野市史』などで検討が加えられているが、近世期の系図の引用に留まっており、一次史料による確証を欠いている。また、阿曾沼氏が含まれる藤姓足利氏の関連系図の内、『尊卑分脈』

と『佐野阿曾沼系図』^⑨が南北朝期に成立したとされているが、ここにある阿曾沼氏の系図が史実を反映したものなのか否か、別の史料により確認する作業が必要であろう。以上の研究状況が端的に示す通り、阿曾沼氏の系譜に関しては十分に明らかになっているとは言い難いのが現状である。

しかしながら、阿曾沼氏の人物とされている人々の中には、系譜上の位置付けが判然としない人々が多く、それ如何で史料の評価が変化してしまう場合が存在するのも事実である。例えば、阿曾沼郷を含む所領の讓状を書いた藤原秀親は各種阿曾沼氏の系図には見えないとされる^⑩一方で、岩本由輝氏は近世・近代成立の遠野阿曾沼氏関係の系図に彼が登場することを指摘している^⑪。このように、秀親については、そもそも阿曾沼氏の人物とみて良いのか疑問が残されている状態である。この他、下野・安芸・陸奥国の阿曾沼一族の血縁関係についても明らかになっておらず、彼らが系譜上どのような関係にあるのか更なる探求が必要であろう。このような課題設定の下で、本稿では鎌倉・南北朝期を中心に阿曾沼氏の系譜を復元し、その研究の一助としたい。

一 藤原秀親讓状をめぐる

はじめに、先ほどから話題としている観応元年(一二三〇)の「藤原秀親」讓状について先行研究を確認しておきたい。

史料一 藤原秀親讓状^⑬

譲与 所領等事

一所 下野国安蘇郡内阿曾沼郷地頭職事

一所 同国佐野庄内上大賀・下大賀・富地・葦河等地頭職事

一所 武蔵国石岡郷并吉沢地頭職事

- 一所 同国足立郡内上根村半分事
- 一所 相模国田原村地頭職事
- 一所 信乃国飯田郷地頭職事
- 一所 陸奥国遠野保地頭職事
- 一所 同国江刺郡内角懸郷半分地頭職事
- 一所 常陸国稲吉郷地頭職事
- 一所 同国磯部村参分一地頭職事
- 一所 備中国砦部郷地頭職事
- 一所 鎌倉屋地二所法華堂前事
車小路
- 右、所領注文件レ如、

観応元年八月廿日

藤原秀親（花押）

史料一は『小山文書』に伝来した讓状であるが、先に紹介した通り、既に峰岸氏により阿曾沼氏の所領に関するものであることが明らかにされている。峰岸氏は、本文書の形式について、冒頭の「讓与」と末尾の「右、所領注文如レ件」の関連が不明で讓状とも所領注文とも取れると述べたが、本文書を讓状の別紙注文と捉えることによってこれが讓状の一部であると推定した。その上で、阿曾沼郷・遠野保・飯田郷・砦部郷が阿曾沼氏に関連する所領であったことと佐野庄内の地に阿曾沼氏の所領が存在しても不自然でないことを指摘し、これが阿曾沼氏の讓状の一部であることを論証した¹¹⁾。

このように、峰岸氏により史料一が阿曾沼氏のものである事は明らかにされたが、一方で気になる指摘もなされている。それは、これが写しであるとの所見を示した上で、本文書に後年「讓与」の文字が書き入れられた可能性を述べている点である。しかも、これに関係する可能性のある文書として、阿曾沼氏の所領が小山氏に渡った際の交渉時の文書を挙げているが、そのいずれも「疑文書」か「二歩讓つても写し」として引用している。つまり、真正の文書か

否か疑いのある文書と史料一が組み合わさっている可能性があり、その真实性には疑問を挟み込む余地が残っていると言わざるを得ないのである。それに加え、阿曾沼氏か否か判断としない「藤原秀親」が作成しているため、史料一を史実性のある確実な史料と評価するには、今少しその性格を論ずる必要があると言えよう。以下では、これらの点を踏まえて史料一を再考していく。

まず、峰岸氏の述べる「讓与」が加筆である可能性について検討してみよう。これに関して、史料を一つ提示する。

史料二 阿曾沼師綱讓状写（後掲表二一八）

寫 讓与 所領別紙注文文事

一 嫡子二郎直綱分

物領職参分式
此内庶子分在之、
参分卷、
子細同前。

一 次男四郎泰綱分

右所々者、師綱重代相伝之私領也、而相二副代々御下知御下文一、以二証文一所讓与于直綱二也、但、直綱若無二男子一者、泰綱可二知行一之、泰綱亦無レ子者、付二惣領一一可レ令二知行一、守二此状一兄弟相互無レ異可二領知一也、仍為二後証一讓状如レ件、

貞和三年三月十日

前下野守藤原師綱在判

史料二は貞和三年（一三四七）に作成された安芸阿曾沼氏の讓状で、史料一とほぼ同時期のものである。登場人物に関しては後述するが、ここでは割書で「載二注文別紙一」とある部分に注目したい。この記載によると、讓状の他に別紙注文が存在していたことがわかる。讓状に関しては、家毎に一定形式が存在する場合があるとの指摘もあり、これを阿曾沼氏の場合に適用してみると、阿曾沼氏における讓状の形式は讓状の本紙と別紙注文がセットとなるものだったと推断される。つまり、この「讓与」は加筆ではなく、元々阿曾沼氏の讓状に存在していたと見るべきであろう。すなわち、史料一は峰岸氏の述べた通り讓状の別紙注文とみて問題はあまい。

次に、ここに現れる所領について再確認していこう。先に紹介し

たように、確実に阿曾沼氏との関係が判明する所領として、阿曾沼郷・飯田郷・遠野保・砦部郷が抽出されている。では、讓状の作成時にこれらの知行実態はどのようなものであったのであろうか。

遠野保は、建武元年（一三三四）に「面懸左衛門尉以下輩」を排し「阿曾沼下野権守朝綱代朝兼」へ沙汰付けるよう命じる陸奥国宣が出されている（後掲史料六）。この国宣によって遠野保が朝綱へ還付されたのかは定かでない、押領が続いていた可能性が残る。砦部郷は、建武五年（一三三八）に「朝綱領三分一」が阿曾沼「師綱代」に渡っており（後掲表二一七）、既に一円知行ではなくなっていた。阿曾沼郷については、領有に関する確実な史料を欠いているため不明である。飯田郷に関しては、嘉暦三年（一三二八）に「阿曾沼下野守」から諏訪上社に寄進され、元弘三年（一三三三）には改めて足利尊氏により同社へ寄進されている¹⁸。更に嘉暦四年（一三二九）には、同郷は「阿曾沼下野前司跡」とされており、寄進後には別の知行者が存在していた。

これらの事実から明らかなように、阿曾沼郷以外のいずれの所領も阿曾沼氏、特に下野守もしくは下野権守の受領名を持つ一流（仮に下野守系と呼ぶ）の所領ではあるが、飯田郷と砦部郷については観応元年時点で別の知行者が存在しており、遠野保についても彼らが継続して知行していたかどうかは明瞭でない。更に付言すると、建武二年（一三三五）には「朝綱跡」三分の一が安芸阿曾沼氏の師綱に安堵されており（後掲表二一一）、実態はともかくこれらの一円知行は不可能な状態であった。つまり、史料一は南北朝期の知行実態を反映したものでないと評価される。

そして、嘉暦三年に寄進された所領が記されていることと、南北朝初期に既に阿曾沼氏の一族の存在が確認される安芸国などの所領が記されていないことから、史料一には嘉暦三年以前のある時点における下野守系阿曾沼氏の所領が記されているとみられる。つま

り、史料一には元となった史料の存在が想定され、それは形式から言って阿曾沼一族の何者かが作成した讓状であったのではなかろうか。この推定は、鎌倉期に所有していたであろう「鎌倉屋地」がここに含まれていることから傍証される。ただし、下野守系の所領が全て含まれている訳ではなく、相模国北波多郷²⁰が抜けている。ここについて記されていない理由は判然としないが、嘉暦三年以後に下野守系の知行地になった可能性が考えられる。このように嘉暦三年以降の所領変動について記されていないのが、史料一の特徴と言えよう。

以上のように、史料一に関しては不自然な点が多々ある。では、これらの所見をもって、史料一の史料価値が損なわれてしまうのであろうか。必ずしもそうとは言い切れまい。というのも、讓状自体が必ずしも知行実態を反映せずに不知行であっても所領を書上げる場合があり、史料一がその例にあたるならば、ここにはある時点における所領の知行実態が反映されており、その時点のことに關しては記載内容に信を置けると判断されるからである。この観点を基に今までの考察結果を加味して考えると、史料一の讓状は鎌倉末期のある時点における下野守系の讓状を基礎に作成されたもので、その時点における彼らの所領実態については信用できると評価されよう。

このように史料一については、鎌倉末期における下野守系の所領の実態が反映したものと捉えることにより、その史料的価値が再構築される。そうなると、この讓状に關係する下野守系阿曾沼氏と藤原秀親が阿曾沼氏の系譜上どのように位置付けられるのかを解明する必要性が増してくる。この両者の系譜上に位置付けが不明瞭なままでは、この讓状の確定的な評価を行うことは困難であろう。そこで、次節以降では彼らを含めた阿曾沼氏の系譜について更に追及していく。

表1 吾妻鏡に登場する阿曾沼氏

西暦	年月日	名前	西暦	年月日	名前
1181	養和元. 閏2. 23	阿曾沼四郎広綱	1253	建長5. 1. 3	阿曾沼小次郎光綱
1184	元暦元. 8. 8	阿曾沼四郎広綱	1254	建長6. 6. 16	阿曾沼小次郎
1185	文治元. 1. 26	浅沼四郎広綱(綱)	1254	建長6. 8. 15	阿曾沼小次郎光綱
1185	文治元. 10. 24	浅沼四郎広綱	1256	康元元. 6. 29	阿曾沼小次郎
1189	文治5. 7. 19	阿曾沼次郎広綱	1256	康元元. 7. 6	阿曾沼小太郎
1190	建久元. 11. 7	足利七郎四郎	1256	康元元. 8. 13	阿曾沼五郎
1193	建久4. 5. 8	浅沼二(次)郎	1257	正嘉元. 10. 1	阿曾沼小次郎光綱
1195	建久6. 3. 10	阿曾沼小次郎	1258	正嘉2. 3. 1	阿曾沼小次郎光綱
1195	建久6. 5. 20	阿曾沼小二(次)郎	1258	正嘉2. 6. 4	阿曾沼小次郎光綱
1218	建保6. 7. 8	浅沼民部丞光(広)綱	1258	正嘉2. 6. 17	阿曾沼小太郎
1221	承久3. 6. 6	阿曾沼次郎親綱	1258	正嘉2. 8. 15	阿曾沼小次郎光綱
1221	承久3. 6. 18	阿曾沼六郎太郎	1260	文応元. 1. 20	阿曾沼小次郎光綱
1221	承久3. 6. 18	阿曾沼次郎	1260	文応元. 7. 6	阿曾沼小次郎光綱
1244	寛元2. 8. 15	阿曾沼小次郎光綱	1260	文応元. 7. 6	子息五郎
1244	寛元2. 8. 16	阿曾沼七郎	1260	文応元. 7. 6	阿曾沼小次郎
1245	寛元3. 8. 15	阿曾沼小次郎光綱	1260	文応元. 7. 7	光綱
1246	寛元4. 8. 15	阿曾沼小次郎	1260	文応元. 11. 27	阿曾沼小次郎光綱
1248	宝治2. 12. 10	阿曾沼次郎光綱	1261	弘長元. 6. 29	阿曾沼小次郎
1250	建長2. 3. 1	阿曾沼民部跡	1261	弘長元. 7. 2	阿曾沼小次郎
1250	建長2. 8. 18	阿曾沼小次郎	1261	弘長元. 7. 2	光綱
1250	建長2. 12. 27	阿曾沼小次郎	1263	弘長3. 7. 13	阿曾沼小次郎
1251	建長3. 1. 20	阿曾沼小次郎	1263	弘長3. 7. 13	子息五郎
1251	建長3. 1. 20	阿曾沼四郎次綱	1263	弘長3. 8. 8	阿曾沼小次郎
1252	建長4. 4. 14	阿曾沼次郎光綱	1263	弘長3. 8. 8	子息
1252	建長4. 7. 23	阿曾沼小次郎光綱	1263	弘長3. 8. 9	阿曾沼小次郎光綱
1252	建長4. 8. 1	阿曾沼小次郎光綱	1263	弘長3. 8. 9	阿曾沼小次郎光綱
1252	建長4. 12. 17	阿曾沼小次郎光綱(経)			

※『新訂増補国史大系』32・33「吾妻鏡」により作成。()は同書における異同

本節では、鎌倉期の阿曾沼氏の系譜について『吾妻鏡』を基に復元していく。まずはこの作業を行うにあたり、『吾妻鏡』にみえる阿曾沼氏の人物の一覧表を作成し提示しておく(表一)。これを基礎に阿曾沼氏の系譜について考えてみよう。

二 『吾妻鏡』にみえる阿曾沼氏

『吾妻鏡』中での阿曾沼氏の初見となるのは、「四郎広綱」である(養和元年閏二月二十三日条他)。彼は「足利七郎四郎」(建久元年十一月七日条)と呼ばれていることから分かる通り、藤姓足利氏の足利有綱の四男で、阿曾沼氏の初代と目されている。一箇所本文の異同で「民部丞光(広)綱」がある(建保六年七月八日条)が、「六条八幡宮造宮注文」に「阿曾沼民部丞跡」とあることから、光綱ではなく広綱の誤りと断定される。これにより、広綱の官途名が「民部丞」であったことが判明する。

問題は、彼が「四郎」でなく「次郎」と書かれている文治五年七月十九日条である。彼の輩行名の四郎は、足利有綱の四男であることに由来することは明らかであり、これが変化して次郎になることは通常あり得ない。これだけを見ると、「次郎」は「四郎」の誤記と断じたくなるが、そうとも言い切れない面もある。

その理由は、広綱の活動期間中に輩行名が「小次郎」を名乗る人物(建久六年三月十日条他)と「次郎」を名乗る人物(建久四年五月八日条)が併存しており、この三人が同時に存在していた可能性があるためである。ここから、「広綱」の方が誤記で次郎某が実在したことを類推することもできる。ここでの「小次郎」は、恐らく年代的に次に諱が見える「次郎親綱」(承久三年六月六日他)とみられるが、広綱と親綱の間にもう一人次郎某が存在する可能性がある。しかしながら、先の「次郎広綱」の次郎の方が誤記で、次郎と小次郎を同一人物で親綱とすることも全く不可能ではなく、いずれが誤記か結論を出し難い問題である。ひとまず、この問題については判断を保留とせざるを得ない。

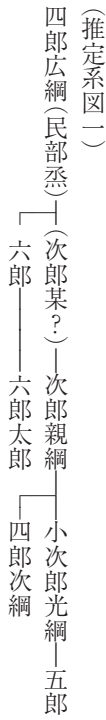
広綱の次代として確実なのは既に紹介した「次郎親綱」である。親綱は承久の乱で活躍し、その恩賞として安芸国に所領を得た。しかし、この時期の安芸国の所領は代官支配であり、少なくとも嘉禎四年(一二三八)までは阿曾沼氏の一族が入部してはいない。な

お、同時期に「阿曾沼六郎太郎」がみえる（承久三年六月十八日条）が、仮名が示す通り「六郎」の「太郎」であり、年代的に「六郎」は広綱の子、「六郎太郎」はその子と推定される。この頃には阿曾沼氏の分流が誕生していたのである。

親綱の次代は、「小次郎光綱」である（寛元二年八月十五日条以降）。輩行名の「小次郎」は次郎親綱の子であることを示している。この光綱が阿曾沼氏中で最も『吾妻鏡』に登場する回数が多く、阿曾沼氏の惣領として幕府の諸行事へ供奉し、活発に活動していた事実がここから読み取れる。同時期には、「七郎」（寛元二年八月十六日条）と「四郎次綱」（建長三年正月二十日条）がみえる。七郎は系統未詳、次綱は光綱の弟と推定される。

光綱以降については諱が記されている人物は見えない。ただし、光綱子息として「五郎」が登場している（文応元年七月六日条他）。五郎は光綱が「所労」などの際、代わりに随兵役を勤めるよう光綱から指名されている。「小太郎」なる人物も記されているが、正嘉二年六月十七日条は放生会の参加する人々の交名であり、実際参加しているのは光綱であるため誤記と判断される。康元元年七月六日条も同様に誤記と推断される。

以上をまとめると、『吾妻鏡』からは左の系図が復元できる。



この推定系図と、先の検討結果を合わせてまとめると、『吾妻鏡』に登場する阿曾沼氏について以下の事が指摘できる。

- ① 「綱」の字を通字としていた。
- ② 広綱に始まる嫡流は親綱→光綱と相続された。輩行名は基本的に

は「次郎」であった。

③ 光綱の頃から活動が活発化した。

①については、阿曾沼氏と祖を同じくする佐野氏においても全く同じ事実が指摘されており、阿曾沼氏が含まれる藤姓足利一族に広く共有されていた事象であったと考えられる。②は、光綱が阿曾沼氏の惣領とみられることから、その父と目される親綱も惣領であったと推定することにより成立する。両者は輩行名が次郎で共通しており、南北朝の史料二においても惣領を継いだのは「次郎」であった。ここから、阿曾沼氏は次郎を名乗る人物が嫡子であったことが判明する。③は興味深い事象で、元々は国御家人であったはずの阿曾沼氏が鎌倉での行事に頻繁に供奉しているのである。この頻度からみると、在国はせずに鎌倉に常住していたと推定され、鎌倉中の御家人と同様の活動を行っていたと思しい。この通り、どういった理由からかは不明であるが、御家人としての阿曾沼氏の立場が変化したとみられる。

この内②に関連して、光綱が自身の代わりに幕府行事に供奉する人物として子息の五郎を指名していることを見逃すことは出来ない。本来ならば、嫡子は次郎であるはずだが、そうではなく五郎を自身の代わりとしたのである。この事実から、阿曾沼氏内部で庶嫡をめぐる変化が起こったと推測される。しかしながら、『吾妻鏡』の記載はここで終わるため、これ以降のことは別の史料から考えていくしか手段はない。

三 下野権守朝綱

次に史料上に登場する阿曾沼氏の人物は、先に挙げた嘉暦三年の「阿曾沼下野守」である。彼に関する所見は飯田郷を寄進したとい

う行動のみしか存在しないが、次いで登場する「下野権守朝綱」の受領名が示す通り、その前代の人物、恐らくは朝綱の父と推定される。諱については確証が得られないが、『尊卑分脈』に下野守の受領名が記される「氏綱」にあたる可能性はある。

問題は、この下野守が先に明らかにした阿曾沼一族の系譜とどのように繋がるかという点である。この点に関しては、下野守系の所領を書上げた史料一が手掛かりとなる。史料一には、全国の散在所領の他に、「鎌倉屋地」が譲与対象として書上げられている。既に阿曾沼氏の惣領の光綱が鎌倉に常住していた可能性については述べたが、この系統が「鎌倉屋地」を保持していた蓋然性は高い。つまり、「鎌倉屋地」を保有している下野守系は、阿曾沼氏惣領の系統と繋がると推定されるのである。そして、鎌倉での活動拠点の他、本領「阿曾沼郷」を始めとした全国の散在所領を保持していることから、この系統に惣領が受け継がれた可能性が高い。

では、具体的に光綱と下野守はどのように系譜上繋がるのであるか。まず、両者が親子である可能性であるが、弘長三年に史料上で活動が確認されなくなる光綱と、嘉暦四年に現れる下野守とは年代的に親子関係を想定するのは困難であろう。つまり、両者の間に少なくとも一代は存在しているということになる。そうなると、この一代の評価が重要となってくる。先に光綱の子の代では嫡子が次郎でなくなっていた可能性を指摘したところであるが、惣領を継いだ下野守が先にみた五郎の系統なのか、従来通り次郎の系統なのかによってその評価は大きく変化する。この問題については結論を急がず、次に見る安芸阿曾沼氏の検討結果を踏まえた上で考えてみたい。

さて、下野守の子と目されるのが下野権守朝綱である。初めに朝綱の史料上の所見を確認しておこう。朝綱の初見となるのが先に触れた建武元年八月の陸奥国宣で、遠野保を安堵されている。次いで

建武二年九月に「朝綱跡」三分の一が尊氏から阿曾沼師綱に安堵され、その内、皆部郷三分の一は建武五年二月に師綱へ渡っている（後掲表二一・七）。当の朝綱は下野国に在国し、建武二年十二月から翌年六月にかけて佐野庄へ繰り返し侵攻している。²⁹⁾

これらの動向から明らかのように、朝綱は南朝方に従い下野国で活動していた。その影響からか、早くに北朝方に所領が没収され、北朝に従った安芸阿曾沼氏に所領の一部が渡っている。なお、朝綱は惣領家の所領を受け継いでいることから、下野守の次の阿曾沼氏惣領であったと見做される。この後の消息を明記した史料は無いが、以下の史料は興味深い状況を伝えている。

史料三 『鶴岡社務記録』³⁰⁾

（建武三年八月）

十六日、加子松鶴丸追落阿曾沼二云々、

（暦応元年九月）

廿日、於同所二廿六人被誅、此内宗者阿曾沼・桃将監一族五人、（後略）

史料三には、建武三年（一三三六）八月十六日に「加子松鶴丸」によって「阿曾沼」が「追落」されたところがある。鶴松丸はこれに先立って「常州」に出陣している（同書建武三年七月廿一日条）が、「阿曾沼」を追落とした具体的な地域は不明である。この後、暦応元年（一三三八）九月二十日には、「同所」（筆者注・神奈川）にて「阿曾沼・桃将監」らが処刑されたことが記されている。暦応元年九月には多数の「御敵」の舟が安房国や江島に漂着しており（同書暦応元年九月九日条他）、「阿曾沼」が処刑されたのはこれに乗船し捕らえられたためと推定される。これらの船には、北畠親房等の下向に随行した人々が乗船しており、「阿曾沼」もその中にいたとみられる。

では、ここにみえる「阿曾沼」は何者なのであろうか。建武三年

の「阿曾沼」某については、常陸国に向かった松鶴丸により敗れていることから、下野国に在国して南朝方についていた朝綱であった可能性が高い。暦応元年に処刑された「阿曾沼」については、南朝方の「宗者」として名が記されるほどの人物で、かつなんらかの事情で上洛していた人物であろう。上洛した事情としては、時的に北畠顕家の西上に従った可能性が高い。現在判明している阿曾沼氏の人物中でこれらの条件に合致するのは、やはり惣領の朝綱であろう。この記載を境に、朝綱が史料上から姿を消すこともこの事実を示唆している。つまり、この「阿曾沼」も朝綱に比定できるのである。

このように、史料三により朝綱が暦応元年に死去したことが判明する。その跡目については、史料二に阿曾沼「惣領」がみえていることから、阿曾沼某が朝綱の跡を継いでいたとみられる。しかしながら、管見の限り下野守系阿曾沼氏の情報も明記した史料としては史料三が最後のものであり、この一流、すなわち阿曾沼惣領家に関しては朝綱の死去を境に勢力を失い没落していったとみられる。その所領については、先にみた通り安芸阿曾沼氏に三分の一が渡っていた他、小山氏にも所領の一部が渡っていた可能性がある³¹⁾。

では、これを以って下野国の阿曾沼氏は完全に滅亡したのであるうか。他の史料の所見を確認してみよう。

史料四 旦那売券案³²⁾

下野国浅沼一族一流之事

那智山鳥居依^レ有^二重代相伝之願文系図^一、雖^レ有^二尊勝院相論^一、鳥居之城慶房之御方へ何国^レ有^レ共、末代去渡^レ実正也、秀郷一門一円と被^レ申、度々雖^レ有^二三相論^一、此子孫者依^レ有^二由緒^一、光音院下之光達坊以^二三口入^一、末代鳥居城慶房御方へ尊勝院渡申^レ処明鏡也、仍為^二後日^一状如^レ件、

口入

光音院円西在判
光達房 在判

応永三十二年八月十日

史料四には、系統は不明ながらも室町期まで阿曾沼一族が下野国に残っていたことが示されている。ここには、阿曾沼氏歴代の「願文」と「系図」が存在しているとあり、惣領家が勢力を失った後も連綿と阿曾沼一族が下野国で活動し続けていたことが判明する。残念ながら、現在『米良文書』にはこれらは残っておらず、その詳細を知る術はない。

この他にも例えば、元弘三年に「下総国結城郡内茂呂郷」への遵行使として「阿曾沼四郎次郎入道」が史料上にみえている。彼の系譜は不明であるが、遵行使となっていることから、下野国に在国していたことは確実であろう。このように、鎌倉末期には朝綱の他にも下野国に在国する阿曾沼氏が存在したことは明らかである。このような別流阿曾沼氏が惣領家没落後に残った可能性は十分想定されよう。しかし、その実情については不明である。

以上の通り、下野守系阿曾沼氏は光綱以降の惣領家の系統であったと推定される。しかし、朝綱の死去を境に没落していき、史料上から姿を消している。しかしながら、史料一の藤原秀親はこの惣領家の譲状を基に、観応元年に譲状を作成しているのである。この事実をどのように捉えたらいいのであろうか。この点については、今少し検討を続けて考えてみよう。

四 安芸阿曾沼氏の系譜

次に、安芸国を拠点とした阿曾沼氏の系譜についてみていく。先に触れた通り、阿曾沼氏が安芸国に所領を得たのは親綱の時期であり、これ以降に安芸阿曾沼氏が成立した。この一流には南北朝期の史料が多く残されている(表二)。これを基に、まずは文書に現れ

表2 安芸国阿曾沼氏関連文書にみえる阿曾沼一族（南北朝期～室町中期）

番号	西暦	年月日	文書名	阿曾沼氏人名	出典
1	1335	建武2.9.27	足利尊氏袖判下文写	阿曾沼二郎師綱 阿曾沼下野権守跡	中国-168
2	1336	建武3.2.16	足利直義書下	阿曾沼二郎	中国-248
3	1336	建武3.2.16	足利直義書下	阿曾沼二郎	中国-249
4	1336	建武3.2.28	足利尊氏書下写	阿曾沼二郎	萩藩-32
5	1336	建武3.9.12	足利尊氏書下	阿曾沼又次郎	関東-546
6	1338	建武5.1.19	足利尊氏袖判下文写	阿曾沼下野権守師綱	中国-707
7	1338	建武5.2.10	藤原貞資請文写	阿曾沼下野権守師綱 朝綱跡	中国-725
8	1347	貞和3.3.10	阿曾沼師綱讓状写	前下野守藤原師綱 嫡子二郎直綱 次男四郎泰綱	中国-1517
9	-	(貞和6以前)2.18	某弘氏書状	阿曾沼下野前司	萩藩-47
10	1350	貞和6.7.24	足利直冬書下写	阿曾沼下野守	萩藩-38
11	1350	観応元.11.3	足利直義書下写	阿曾沼下野守	萩藩-37
12	1352	観応3.5.28	足利義詮御判御教書写	阿曾沼下野守	萩藩-40
13	1352	観応3.10.13	足利尊氏袖判御教書写	阿曾沼下野守	萩藩-39
14	1352	文和元.10.13	沙弥某奉書写	阿曾沼下野守	関東-2358
15	1352	文和元.12.12	足利義詮御判御教書写	阿曾沼下野守	萩藩-35
16	1353	文和2.2.17	足利尊氏御判御教書写	阿曾沼下野守	萩藩-34
17	1353	文和2.2.17	足利尊氏御判御教書写	阿曾沼下野守	萩藩-37
18	1358	正平3.10	小早川実義申状	阿曾沼下野守跡	中国-2983
19	1370	応安3.11.14	室町幕府引付頭人奉書	阿曾沼下野次郎	中国-3820
20	1389	嘉慶3.6.晦	足利義満袖判御教書写	阿曾沼下野守弘綱 竹武者丸	萩藩-41
21	1440	永享12.10.28	足利義教袖判御教書写	阿曾沼民部大輔信綱	萩藩-42

出典略称…中国：『南北朝遺文 中国・四国編』、関東：『南北朝遺文 関東編』、萩藩：『萩藩閩閩録』第一巻（山口県文書館、1986年）

る人々の系譜を復元していこう。

安芸阿曾沼氏で初めに現れるのが阿曾沼「師綱」である。師綱ははじめ「二郎」の輩行名で（表二一〇～四）、建武五年正月以降は「下野権守」の受領名で呼ばれている（表二一六・七）。諱の「師綱」は、時期的にみても、彼の行動からみても明らかのように、高師直からの偏諱を受けたものである。貞和三年には、「前下野守」の仮名で子息の「嫡子二郎直綱」と「次男四郎泰綱」に所領を分与している。この後、消息を絶っており、世代が変わったとみられる。

その所領については、親綱の時に与えられた安芸国の所領が想定される他、「朝綱跡」三分の一を尊氏から安堵されており（表二一〇）、実際に皆部郷を知行している（表二一七）。これ以外にも、伯耆国にも所領を保有していたが、備前国の所領と交換されている（表二一六）。

なお、二郎師綱と同時期に「又次郎」なる輩行名の人物が存在する（表二一五）。彼は伯耆国での南朝方の蜂起に対して尊氏から軍勢催促をされている。彼については、師綱が伯耆国に所領を保有していたのは明らかでかつ、輩行名が同じく二郎であるため、師綱と同一人物と判断されよう。

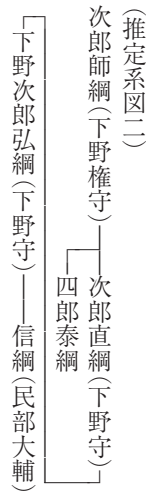
師綱の所領を継いだのが、直綱と泰綱の兄弟である（表二一八）。その際の讓状については史料二として全文を掲載したが、ここにある通り、直綱が「物領職」を継いでいる。直綱については足利直義、泰綱については高師泰と諱の一字が共通することから、彼らから偏諱を受けていたと推定される。いずれも幕閣からの偏諱であり、安芸阿曾沼氏が幕府と強く結びついていたことを示している。

泰綱についてはこの後の活動は不明であるが、物領職とされた直綱は父から「下野守」の受領名を受け継ぎ文和二年二月まで活動が確認される（表二一〇～一七）。なお、正平十三年には、安芸国

三津村が「阿曾沼下野守跡」とされている(表二一八)ことから、直綱はこの頃死去したと思しい。

この後は安芸阿曾沼氏の文書も減るが、次いで応安三年に直綱の子息とみられる「下野次郎」(表二一九)、嘉慶三年には「下野守弘綱」(表二二〇)が確認される。河合氏の述べるように、両者は同一人物とみられる。嘉慶三年に弘綱から所領を譲られた「竹武者丸」(表二二〇)は、永享十二年に所領を安堵された「阿曾沼民部大輔信綱」(表二二二)であろう。

以上の通り、安芸阿曾沼氏の系譜に関しては、かなり正確に復元可能である。それを系図化すると左のようになる。



この系図は、後世安芸阿曾沼氏によって主張されている系譜と大きく異なっている。しかし、中世史料による限り右の系図が復元されることから、史実としてはこちらの方が実態に即していると言える。

さて、本稿の視座からすると、これまで検討してきた阿曾沼氏の系譜と彼らがどのように繋がるのが重要となってくる。そのことを考える際にみておきたいのが、師綱の輩行名である。師綱は「二郎」とも「又次郎」とも呼ばれているが、この輩行名は阿曾沼氏の嫡流にみられるものであることは既に指摘した通りである。では、先にみた鎌倉末期の惣領である下野守の子であるのかというと、仮名が「下野次郎」とはならないことから、この系統の人物ではないと考えられる。そうになると、師綱は阿曾沼氏の系譜のどこに繋がる

のであろうか。

この点については、輩行名の「又次郎」から一つの推論が成り立つ。「又次郎」は次郎の息子の次郎を指す輩行名とみられるが、ならば師綱の父にあたる人物も次郎であったことになる。そして、次郎は惣領家の嫡流の輩行名であるため、辿れば光綱に繋がるのではなからうか。年代的にはやや厳しいが、輩行名が同じ次郎であれば、それが受け継がれた可能性が考えられ、数代に渡って次郎を名乗っていたとみられよう。つまり、『吾妻鏡』に現れなかった光綱の次に惣領を継ぐはずであった次郎こそが師綱の祖父もしくは父次郎であった可能性がここから導きだされるのである。

このことについては、傍証が二つある。一つは、史料一の譲状に安芸国及び伯耆国の所領がみえないことである。史料一は下野守系の譲状を元に作成された可能性については既に述べたが、そこにはこの両国の所領はなく、鎌倉末期にはこの系統には相伝されてはいなかった。先にみたように、安芸国の所領は親綱が初めて得た所領で、親綱当時は代官支配であって直接統治はされていない。ここが親綱から光綱に相伝され、次いで光綱が子息に分与する際には次郎に譲られ、その次郎が初めて直接統治に乗り出した可能性が考えられる。

もう一つは、安芸阿曾沼氏が「下野権守」ないし「下野守」の受領名を名乗っていることである。この受領名は鎌倉末期から南北朝初期の阿曾沼氏惣領が名乗っているが、朝綱跡三分の一を安堵された師綱以降二代に渡って安芸阿曾沼氏も名乗っており、これは彼らが惣領家を継ぐことが出来る家と認識されていたことによると推定される。この事象は安芸阿曾沼氏が傍流ではなく、惣領家から比較的近い系統であったことを暗示している。更に、室町期になると、信綱が阿曾沼氏の祖である広綱の官途名に近似する「民部大輔」を名乗っており、この頃まで阿曾沼氏の本来の嫡流であるとい

う意識を強く保持していた可能性が高い。

ただし、安芸阿曾沼氏が阿曾沼氏惣領と認められていたかという点とそうではなく、例えば軍勢催促も安芸国内に限定されるなど（表二―四他）、活動範囲は安芸国及び近隣地域のみとなっており、その惣領制はあくまで安芸阿曾沼氏単独のものであったとみるべきであろう。実際、史料二にも、安芸阿曾沼氏とは別に「惣領」が存在していたことが記されている。つまり、安芸阿曾沼氏は南北朝初期の惣領家とは別流であったのである。

以上のことから、安芸阿曾沼氏は光綱の子息次郎から成立した可能性が高い。河合氏は師綱が安芸阿曾沼氏の祖と推定しているが、師綱からでは鎌倉末期の惣領家の所領中に安芸国の所領がみえないことの説明がつかない。やはり、成立はこれ以前とみるべきであろう。

そして、光綱の子息と推定される次郎を安芸阿曾沼氏の祖に比定できたことにより、先に判断を保留にしていた下野守の父についても一つの推論が導き出せる。すなわち、光綱が自身の代わりとして指名した五郎は、光綱と同じく鎌倉に常住し、惣領を継いだのではないかとの推論である。つまり、光綱の代で変化が起こり、本来の嫡流であった次郎から五郎に惣領が移ったとみられるのである。このように推定すると、五郎系の朝綱が南朝方、次郎系の師綱が北朝方に従った原因についても、この時の影響が強く残っていたためと考えられよう。

右の推定により、『吾妻鏡』以降の系譜についてようやく私見を提示できる段階となった。それは以下の通りである。

（推定系図三）

光綱——（次郎？）——次郎——二郎師綱（下野権守）……安芸阿曾沼氏
 五郎——（氏綱力）下野守——朝綱（下野権守）

以上三節を費やし阿曾沼氏の系譜を検討してきたが、ようやく鎌倉期から南北朝期までの系譜を復元することが出来た。この系譜は先に提示した南北朝期に成立したとされる藤姓足利氏の系図に含まれる阿曾沼氏の系図と大きく異なっており、残念ながら両系図が史実を反映したものでないことは明らかであろう。ただし、阿曾沼氏に大きく分けて二流があったことが示されている点については、鎌倉末期の次郎系と五郎系の分裂を受けたものであった可能性があり、その部分のみは当時の認識が示されているものと捉えてもよからう。

そして、鎌倉期から室町初頭までの系譜が復元できたことにより、史料一の元となった譲状についても一つの仮説が提示できる。すなわち、史料一は嘉暦三年以前に光綱が五郎に与えた譲状か、五郎が下野守に与えた譲状のいずれかが元になって作成されたという可能性である。このどちらかは決し難いが、いずれにせよ、史料一の元となった譲状に関わった当事者を比定できたことにより、その実在は一層確かなものとなったと言えよう。

なお、本稿で復元した鎌倉期から南北朝期までの阿曾沼氏の系譜に基づく、阿曾沼氏の人物の基本的特徴は以下の三点に集約される。

- ① 通字として「綱」の字が含まれている。
- ② 嫡子は「次郎」の輩行名を名乗る。
- ③ 官途名は「民部」系、受領名は「下野守」系を名乗る。

阿曾沼氏に連なる人物か否かは、この三点を確認することによって、その是非を検討することができる。次節では、これを念頭に、今まで阿曾沼氏と捉えられていた人物について再考してみよう。

五 藤原秀親と朝綱代朝兼

最後に、阿曾沼氏関係史料に登場しかつ、阿曾沼氏出身の人物とされることもある二名について私見を述べておきたい。

(一) 藤原秀親

これまでしばしば触れてきた人物であるが、諱に「綱」の字が含まれておらず、その点が阿曾沼氏の人物としては不自然である。そして、峰岸氏が提示した以下の史料により、その官途名も判明する。

史料五 刑部大輔秀親書状写³⁶⁾

去十一月十日、御教書進覽之、於東国一者被憑思食一之由、被二仰下一、早被レ廻二寿策一候者、目出度候、其間子細以二使者一令レ申候、恐々謹言、

二月四日

刑部大輔秀親(花押影)

進上 白河三河守殿

峰岸氏は、その花押型によつて、この「刑部大輔秀親」と「藤原秀親」を同一人物と判断した。肯首すべき見解であろう。内容は、「仰」を受ける秀親が「白河三河守」(小峰朝常)に協力を求めているものであるが、ここに示されている通り、秀親が上意を受ける立場にいた人物であったことは明らかである。しかしながら、「刑部大輔」の官途名は阿曾沼氏の人物として広く現れるものではない。

これらの点からみると、秀親は阿曾沼氏と無関係な人物と評価されてしまい、峰岸氏が述べるように史料一と関係する文書が全て疑文書であったとすると、史料一も阿曾沼氏の讓状を元に作成された偽文書と断じたくなる。しかし、史料五の存在によつて、秀親の正体について別の可能性が浮上する。それは、官途名が「刑部大輔」で諱が「秀仲」である北畠親房侍臣との関係である。

この「刑部大輔秀仲」は親房の意を報じて文書を多数發給してい

る。⁴⁰⁾この点は、上意を受けている秀親の立場と共通する。なおかつ、官途名が「刑部大輔」で共通し、諱も「秀」が通じている。この両者を同一人物とは見做せないが、親類とみることは可能である。問題は、親房侍臣の親類がなぜ阿曾沼氏の讓状を書いているのかという点であろう。

これについては、以下のように想定することによつて説明可能である。すなわち、先にみたように惣領朝綱が関東へ帰還する際に、親房らと共に海路で向かっていることからみて、それ以前から彼が南朝方の人物と面識があつても不思議ではない。そういった南朝勢力内での繋がりの中で、両者の間に関係が構築され、秀親が朝綱の養子や娘婿などになったのではないだろうか。そう考えることにより、秀親へ阿曾沼惣領家の所領が渡つた理由を説明することができると。朝綱は関東到着直後に処刑されるが、秀親は関東に入部し活動していたとみられる。史料二にみえる「惣領」とは、このような経過を経て阿曾沼惣領を継いだ秀親のことを指していると推定されよう。その秀親が次代に向けて作成したのが史料一であったのはなからうか。そして、阿曾沼氏の所領が小山氏の所領となつていく中でこの文書が小山氏の手に渡り、その相伝文書として現代まで残つたのであろう。

このように想定した場合、秀親が南朝方でありながら北朝年号を使っている理由について説明しなければならぬ。この点については確証を得ないが、小山氏が文書を写す際に年号を書き換えた可能性や秀親が北朝方に立場を替えた可能性などが考えられる。この問題については、後考を俟ちたい。

以上の史料一をめぐる憶測は、あくまで一つの想定であつて一次史料による裏付けは課題として残されている。しかしながら、秀親の実在が確実な中では、後世何らかの手が加えられているにしても史料一が全て偽造されたものとは考えられず、何らかの史実がこ

に反映している可能性が高い。これらの究明については今後の課題である。

(二) 朝綱代朝兼

朝綱代の朝兼については、以下の史料に登場する。

史料六 陸奥国宣⁴¹

阿曾沼下野権守朝綱代朝兼申遠野保事、申状如^レ此、子細見^レ

状、所詮不日追^二却面懸左衛門尉以下輩^一、可^レ沙^二汰^一付朝兼

一、使節遅引者、可^レ有^二其咎^一也者、依^二国宣^一執達如^レ件、

建武元年八月三日

大藏権少輔清高奉

南部又二郎殿

ここにみえる朝兼を『遠野阿曾沼氏系譜』などの近世系図²では朝綱の子と記している。しかしながら、史料を虚心に読む限り、朝兼はあくまで「朝綱代」であり、親子関係までは読み取れない。また、当時の阿曾沼氏にみられる「綱」の通字がなく、この点も阿曾沼氏の人物としては不適當である。

一方で、遠野保には阿曾沼氏が確実に入部しており、戦国初期にもその存在が確認される。また、永徳四年（一三八四）に「七戸殿」と一揆契状を交わした「藤原守綱⁴²」についても、藤原姓で諱に「綱」の字が含まれていることから、遠野阿曾沼氏の一族である可能性が高い。この頃、糠部郡の南部氏一族が遠野保周辺まで勢力を拡大していたことは明らかであり、彼らと遠野阿曾沼氏が一揆を結んでいても不自然ではなからう。このように、阿曾沼氏の一族は確実に遠野保に入部していたのである。

これらの阿曾沼氏が本稿で明らかにした阿曾沼氏の系譜とどのようにつながるのは定かでない。しかしながら、朝綱の直系子孫は勢力を失っていた可能性が高く、代官支配であった遠野保だけ確実に維持していたとは考えにくい。すなわち、この系統でない阿曾沼氏

が後の遠野阿曾沼氏になったと想定される。この阿曾沼氏については明徴がないが、或は鎌倉期に遠野保及び江刺郡角懸郷の管理を任されていた阿曾沼一族であった可能性が考えられる。そうなると、角懸郷が称名の地ともされる「面懸左衛門尉」がその阿曾沼一族とも考えられるが、確たることは不明という他ない。この点については他日を期したい。

おわりに

以上阿曾沼氏の系譜について考えてきたが、諱や仮名の特徴について明らかにしつつ、その系譜について私見を提示することが出来た。しかしながら、復元した系譜について、推測に基づいてしまった部分も少なくなく、これらを確実なものとしていく作業は今後必要である。この作業については今後の課題としたい。

(注)

- (1) 和久井紀明「中世東国の在地領主制の展開―下野国小山氏について―」(松本一夫編『下野小山氏』(中世関東武士研究 第六卷)、戎光祥出版、二〇一二年。初出…一九七二年) 七二―七五頁。
- (2) 信濃史料刊行会編『信濃史料』六卷(信濃史料刊行会、一九五五年) 六七・六八頁。
- (3) 峰岸純夫 a「古文書・記録編」(小山市史編さん委員会編『小山市史』史料編・中世、小山市、一九八〇年) 八八九―八九五頁。 b「小山市史」についての覚書」(同氏著『中世東国の荘園公領と宗教』所収、吉川弘文館、二〇〇六年、初出…一九八二年)
- (4) 河合正治「安芸国阿曾沼氏について」(栃木県史しおり』第七回、一九七九年)

- (5) 外園豊基「安芸国衆阿曾沼氏について」(『日本歴史』四〇九号、一九八二年)
- (6) 前掲注(4) 河合論文 三頁。
- (7) 遠野市史編纂委員会「第三編 中世 第一章 阿曾沼時代第一」(『遠野市史編纂委員会編「遠野市史」第一巻、遠野市、一九七四年) 他。
- (8) 「新訂増補国史大系」第五九巻。
- (9) 「続群書類従」第六輯下。
- (10) 江田郁夫「南北朝時代の佐野氏」(同氏著『中世東国の街道と武士団』所収、岩田書院、二〇一〇年、初出…二〇一〇年) 一六五〜一六七頁。
- (11) 前掲注(3) 峰岸論文 a 八九一頁。
- (12) 岩本由輝「『栃木県史』史料編などに見る中世の遠野」(『村落社会研究』一六号、二〇〇二年) 四頁。
- (13) 「小山文書」(『南北朝遺文 東北編』(以下『南北朝遺文』は『東北』のように地域名のみ略記) 一〇二八号)。
- (14) 前掲注(3) 峰岸論文 b 九三頁。
- (15) 前掲注(3) 峰岸論文 b 九五頁。
- (16) 「『小山市史』史料編・中世」(前掲注(3) 峰岸論文 a に同じ) 二二二号 他。
- (17) 佐藤進一「新版古文書学入門」(法政大学出版局、一九九七年) 二五一頁。
- (18) 「諏訪御符禮之古書」(『信濃史料』九(一九五七年) 六八〜七〇頁)。
- (19) 「守矢文書」(『信濃史料』五(一九五四年) 七〇〜七六頁)。
- (20) 「長門小早川家文書」(『関東』五六六号)。
- (21) 前掲注(17) 佐藤著書 一五七・一五八頁。
- (22) この比定については、前沢敏氏の見解に従った(『佐野市史編さん委員会編「佐野市史」通史編上巻(佐野市、一九七八年) 四〇一頁)。
- (23) 海老名尚・福田豊彦「『六条八幡宮造営注文』について」(『国立歴史民俗博物館研究報告』四五、一九九二年)。
- (24) 前掲注(4) 河合論文 一頁。
- (25) 「新出厳島文書」(『広島県編「広島県史」古代中世資料編三(広島県、一九七八年) 「新出厳島文書」五〇号)。
- (26) 前掲注(10) 江田論文 一七九頁。
- (27) 「六条八幡宮造営注文」(前掲注(23) 海老名・福田論文)。
- (28) 前掲注(8) に同じ。
- (29) 「武蔵落合文書」(『関東』六三三号)。
- (30) 「改定史籍集覧」第二五冊。
- (31) 前掲注(3) 峰岸論文 a 八九一頁。
- (32) 「米良文書」(『熊野那智大社文書』所収同文書一九五号)。
- (33) 「金沢文庫文書」(『神奈川県史』資料編二古代・中世二(神奈川県、一九七三年) 三二一―号)。
- (34) 前掲注(4) 河合論文 三頁。
- (35) 「萩藩閩閩録」巻三五「阿曾沼次郎三郎」家文書所収阿曾沼氏系譜(山口県文書館編『萩藩閩閩録』一、山口県文書館、一九八六年)。
- (36) 前掲注(4) 河合論文 三頁。
- (37) 前掲注(3) 峰岸論文 a 八九一頁。
- (38) 「結城古文書写 有造館本 坤」(『東北』一二一六号)。
- (39) 前掲注(3) 峰岸論文 b 九五頁。
- (40) 「岩代相楽結城文書」(『東北』五八三号) 他。なお、これ以前に秀仲は「越後権守」(『松平基則氏所蔵結城文書』(『東北』四二五号) 他)、「刑部少輔」(『松平基則氏所蔵結城文書』(『東北』五二七号) 他)の官職名を名乗っている。
- (41) 「南部光徹氏所蔵遠野南部文書」(『東北』八八号)。
- (42) 前掲注(7) 市史所収。
- (43) 「米良文書」(『熊野那智大社文書』所収同文書七二二号)。
- (44) 「南部光徹氏所蔵遠野南部文書」(『東北』二二六四号)。
- (45) 応安三年(一三七〇)十二月十七日「黒森神社所蔵棟札」(岩手県著「岩手県史」第二巻 中世篇上(名著出版、一九七二年、初出…一九六一年) 四五八頁)。ここには、閉伊郡の地頭として「南部光祿」と「南部伊予守信長」がみえる。
- また、時代は下るが、応永二十六年(一四一九)の南部政光置文(『南部光徹氏所蔵遠野南部文書』(八戸市史編纂委員会編「八戸市史」中世資料編(八戸市、二〇一四年) 一二六・一二七頁)に、閉伊郡の所領が記されている。

(謝辞)

本稿は、第七十七回蝦夷研究会での口頭発表を基に成稿したものである。会場において、貴重なご意見を下さった皆様はこの場を借りて厚く御礼申し上げます。